

改正案	現行
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第15（略） 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） 1～4（略） 5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、別表1によるほか、次により行うこと。 (1) <u>周波数変調方式のもので154.45MHzから154.61MHzまでの20kHz間隔（以下この第16において「アナログ150MHz帯」という。）又は465.0375MHzから465.15MHzまでの12.5kHz間隔若しくは468.55MHzから468.85MHzまでの12.5kHz間隔（以下この第16において「アナログ400MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの</u>  ア 周波数の切替装置を有するものは、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、<u>アナログ150MHz帯</u>にあつては最大9波、<u>アナログ400MHz帯</u>にあつては最大35波の周波数を指定する。 イ・ウ（略） (2) <u>実数零点単側波帯変調方式、四分のπシフト四相位相変調方式又は四値周波数偏位変調方式のもので154.44375MHzから154.6125MHzまでの6.25kHz間隔（アにおいて「デジタル150MHz帯」という。）又は467MHzから467.4MHzまでの6.25kHz間隔（アにおいて「デジタル400MHz帯」という。）の周波数の電波を使用するもの</u> <u>ア 周波数は、申請された送信機の切替可能な周波数の数に応じて、デジタル150MHz帯にあつては最大28波、デジタル400MHz帯にあつては最大65波の周波数を指定する。</u> <u>なお、デジタル150MHz帯のうち、音声通信のみを行うものは、154.44375MHzから154.55625MHzまでの6.25kHz間隔の最大19波の周波数を指定する。</u> <u>イ 空中線電力は、5W以下とすること。</u> (3) 348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波を使</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第1～第15（略） 第16 簡易無線局（法第12条に基づき免許を受けたものに限る。） 1～4（略） 5 電波の型式、周波数、占有周波数帯幅及び空中線電力の選定は、別表1によるほか、次により行うこと。 (1) 154.45MHzから154.61MHzまでの20kHz間隔（以下この第16において「<u>150MHz帯</u>」という。）又は465.0375MHzから465.15MHzまでの12.5kHz間隔若しくは468.55MHzから468.85MHzまでの12.5kHz間隔（以下この第16において「<u>400MHz帯</u>」という。）の周波数の電波を使用するもの（<u>以下この第16において「150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用するもの」という。）</u>  ア 周波数の切替装置を有するものは、申請された送信機の切替え可能な周波数の数に応じて、<u>150MHz帯</u>にあつては最大9波、<u>400MHz帯</u>にあつては最大35波の周波数を指定する。 イ・ウ（略） (2) 348.5625MHzから348.8MHzまでの12.5kHz間隔の周波数の電波を使</p>

用するもの

ア・イ (略)

(4) 900MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア～ウ (略)

(5) 920.5MHzから923.5MHzまでの周波数の電波を使用するもの

ア・イ (略)

(6) 952MHzから956.4MHzまでの周波数の電波を使用するもの

ア～エ (略)

(7) 50GHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア～エ (略)

6 (略)

7 アナログ150MHz帯又はアナログ400MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は、5の規定によるほか、次によること。

(1)・(2) (略)

(3) 周波数変調方式の場合の最大周波数偏移は、アナログ150MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)5kHzを、アナログ400MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)2.5kHzを超えないこと。

(4)～(6) (略)

8・9 (略)

第17～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

用するもの

ア・イ (略)

(3) 900MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア～ウ (略)

(4) 920MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア・イ (略)

(5) 950MHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア～エ (略)

(6) 50GHz帯の周波数の電波を使用するもの

ア～エ (略)

(7) 467MHzから467.4MHzまでの6.25kHz間隔の周波数の電波を使用するもの

ア 周波数は、申請された送信機の切替可能な周波数の数に応じて、最大65波の周波数を指定する。

イ 空中線電力は、5W以下とすること。

6 (略)

7 150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用するものの無線設備の工事設計は、5の規定によるほか、次によること。

(1)・(2) (略)

(3) 周波数変調方式の場合の最大周波数偏移は、150MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)5kHzを、400MHz帯の周波数の電波を使用するものは(±)2.5kHzを超えないこと。

(4)～(6) (略)

8・9 (略)

第17～第25 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(ケ) (略)

(コ) (略)

(サ) 「MC—CDMA方式」

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が1の搬送波当たり1.228Mcpsのものをいう。

(シ)～(ナ) (略)

イ～キ (略)

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局(機能試験用無線局を含む。)の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が6,000W以下(LTE方式、LTE—TDD方

(1)～(15) (略)

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の意義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア)～(ケ) (略)

(コ) 「PDC方式」

設備規則第49条の6の2第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(サ) 「CDMA方式」

設備規則第49条の6の3第1項第1号イに規定する通信方式をいう。

(シ) (略)

(ス) 「MC—CDMA方式」

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が一の搬送波当たり1.228Mcps 又は3.6864Mcpsのものをいう。

(セ)～(ヌ) (略)

(ネ) 「電力増幅器」

PDC方式の陸上移動局の無線設備のうち、携帯型の無線設備に接続して空中線電力を切り換える装置をいう。

(ノ) 「ダイナミック・イクイップメント・シェアリング方式」

PDC方式であって、一の基地局の各セクタ間において、トラヒックが増加したセクタへ、自動的にチャネルを切り換えることができる方式をいう。

(ハ) 「パケット通信方式」

PDC方式において、データを適当な長さに分割し、あて先などの付加情報をつけたパケットを単位とし、1チャネルを複数の端末で共用することができる方式をいう。

イ～キ (略)

ク 工事設計書等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局(機能試験用無線局を含む。)の無線設備の工事設計書

A 実効輻射電力が200W以下(CDMA方式、DS—CDMA方

式又はUMB方式のものにあつては、5 MHzの帯域幅当たり6,000 W以下) となるものであること。

(イ) 陸上移動局の無線設備の工事設計書

空中線利得は、実効輻射電力が10W以下となる範囲のものであること。

式、MC—CDMA方式、CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD—CDMA方式、TD—SCDMA方式、XGP方式、625k—MC方式、モバイルWiMAX方式又はUMB—TDD方式のものにあつては6,000W以下、LTE方式、LTE—TDD方式又はUMB方式のものにあつては5 MHzの帯域幅当たり6,000W以下) となるものであること。

B PD C方式であつて、基地局又は陸上移動中継局の無線ゾーンが、隣接する基地局又は陸上移動中継局の無線ゾーンと重なり合う場合において陸上移動局の無線設備の動作を安定させるために、送信周波数にオフセットを行う場合にあつては、次の条件に適合するものであること。

(A) 波形オフセットの場合は、制御用チャネルの変調信号に重畳する正弦波の位相は、隣接する基地局(当該制御ゾーンに属するものに限る。)の制御用チャネルの変調信号に重畳する正弦波の位相に対して、それぞれ $\pi/2$ 、 $\pi$ 、 $3\pi/2$ のいずれかの位相差を有すること。

(B) 周波数オフセットの場合は、制御用チャネルの周波数は、隣接する基地局(当該制御ゾーンに属するものに限る。)の制御用チャネルの周波数に対し、それぞれ500Hz、1,000Hz又は1,500Hzのいずれかの周波数を有すること。

(イ) 陸上移動局の無線設備の工事設計書

A 空中線利得は、実効輻射電力が10W以下となる範囲のものであること。

B 電力増幅器を接続できるもの(PDC方式に限る。)にあつては、平成9年郵政省告示第384号(時分割多元接続方式携帯無線電話通信を行う無線局の無線設備の時分割多重方式における多重する数及び時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数、音声等をパルスに変換した信号に当該信号の誤りを訂正するための信号を加えたものの送信速度並びに電力増幅器を接続することによって空中線電力を切替えることができるものが接続時に電力増幅器を識別する条件を定める件)に適合すること。

また、無線局事項書及び工事設計書の参考事項欄に電力増幅器と接続できるものである旨が記載されていること。

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

A 通話用

陸上移動局 1 局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k—MC方式、LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式、モバイルW i M A X方式又はUMB—TDD方式のものにあっては、0.020アーラン）とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)—1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B 制御用

最繁時において接続制御上での呼損率が1%以下となる最小のチャンネル数を別表(16)—2から求めるものとする。なお、発信制御用チャンネルの増設については、発信制御用チャンネルの使用率のピーク値を考慮することができるものとする。

(イ) 基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。

(オ) 陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

A 前進陸上移動中継局は、当該送信装置の発射可能な周波数（当該事業者に割り当てられた周波数に限る。）が参考事項欄に記載されていること。

B 周波数変換型陸上移動中継局は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が参考事項欄に記載されていること。

(カ) 前進陸上移動中継局の無線設備の工事設計

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャンネル数（PDC方式にあっては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。ただし、周波数変換型陸上移動中継局のチャンネル数については、PDC方式にあっては10波に相当するチャンネル数を超えないものとする。

A 通話用

陸上移動局 1 局当たりの最繁時の呼量を0.015アーラン（XGP方式、625k—MC方式、LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式、モバイルW i M A X方式又はUMB—TDD方式のものにあっては、0.020アーラン）とし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを(16)—1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

B 制御用

最繁時において接続制御上での呼損率が1%以下となる最小のチャンネル数を(16)—2から求めるものとする。なお、発信制御用チャンネルの増設については、発信制御用チャンネルの使用率のピーク値を考慮することができるものとする。

(イ) 基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。なお、パケット通信方式で使用する周波数については、その旨が記載されていること。

(オ) 陸上移動中継局の無線設備の工事設計書

A 前進陸上移動中継局は、当該送信装置の発射可能な周波数（当該事業者に割り当てられた周波数以外の周波数を除く。）が参考事項欄に記載されていること。

B 周波数変換型陸上移動中継局は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が参考事項欄に記載されていること。

(カ) 前進陸上移動中継局の無線設備の工事設計

A 空中線系の構成は、トンネル内等の不感地帯に無線ゾーンを設定するために適したものであること。

B 受けた電波を増幅して送信する前進陸上移動中継局にあっては、空中線電力が一定値を超えないよう、自動的に制御する機能を有すること。

(キ) CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備であって隣接する2又は3の搬送波を送信するものの工事設計書については、隣接する2又は3の搬送波全体の占有周波数帯幅の中心となる周波数が併せて記載されていること。

(ク) DS—CDMA方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する2の搬送波を受信するもの又はCDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって2又は3の搬送波を同時に送信するものが送信する電波の周波数は、それぞれの通信方式の基地局の電波を受信することによって、それぞれ次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

A DS—CDMA方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する2の搬送波を受信するもの

(A) 718MHzを超え748MHz以下の周波数の電波を送信するもの当該隣接する2の搬送波のうちいずれか1の搬送波の周波数より55MHz低い周波数

(B) 815MHzを超え845MHz以下又は900MHzを超え915MHz以下の

A 空中線系の構成は、トンネル内等の不感地帯に無線ゾーンを設定するために適したものであること。

B 受けた電波を増幅して送信する前進陸上移動中継局にあっては、空中線電力が一定値を超えないよう、自動的に制御する機能を有すること。

(キ) PDC方式の基地局及び陸上移動中継局の工事設計書については、多重化された複数の周波数を合成し、増幅して送出する部分までを一の送信機として記載されていること。

(ク) ダイナミック・イクイップメント・シェアリング方式の基地局については、トラヒックの増加時にのみ、他のセクタへチャネルを切り換えることができる機能を有することが記載されていること。

(ケ) パケット通信方式が可能な移動局のうち、最大3スロット使用できるものについては、その旨が記載されていること。

(コ) CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局又は陸上移動中継局の無線設備であって隣接する二又は三の搬送波を送信するものの工事設計書については、隣接する二又は三の搬送波全体の占有周波数帯幅の中心となる周波数が併せて記載されていること。

(カ) DS—CDMA方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの又はCDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって二又は三の搬送波を同時に送信するものが送信する電波の周波数は、それぞれの通信方式の基地局の電波を受信することによって、それぞれ次に掲げる周波数が自動的に選択されること。

A DS—CDMA方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって隣接する二の搬送波を受信するもの

(A) 815MHzを超え845MHz以下又は900MHzを超え915MHz以下の

周波数の電波を送信するもの

当該隣接する2の搬送波のうちいずれか1の搬送波の周波数より45MHz低い周波数

(C) 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下の周波数の電波を送信するもの

当該隣接する2の搬送波のうちいずれか1の搬送波の周波数より48MHz低い周波数

(D) 1744.9MHzを超え1784.9MHz以下の周波数の電波を送信するもの

当該隣接する2の搬送波のうちいずれか1の搬送波の周波数より95MHz低い周波数

(E) 1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を送信するもの

当該隣接する2の搬送波のうちいずれか1の搬送波の周波数より190MHz低い周波数

B CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であって2又は3の搬送波を同時に送信するもの

(A) 隣接しない1の搬送波を送信するもの

815.76MHzから829.23MHzまでの30kHz間隔の450波又は1925.75MHzから1939.25MHzまでの50kHz間隔の271波

(B) 隣接する2の搬送波を送信するもの

816.375MHzから828.615MHzまでの30kHz間隔の409波又は1926.375MHzから1938.625MHzまでの50kHz間隔の246波

(C) 隣接する3の搬送波を送信するもの

816.99MHzから828MHzまでの30kHz間隔の368波又は1927MHzから1938MHzまでの50kHz間隔の221波

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。  
なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より45MHz低い周波数

(B) 1427.9MHzを超え1462.9MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より48MHz低い周波数

(C) 1749.9MHzを超え1784.9MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より95MHz低い周波数

(D) 1920MHzを超え1980MHz以下の周波数の電波を送信するものにあつては、当該隣接する二の搬送波のうちいずれか一の搬送波の周波数より190MHz低い周波数

B CDMA高速データ携帯無線通信方式の陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて二又は三の搬送波を同時に送信するもの

(A) 隣接しない一の搬送波を送信するもの

815.76MHzから829.23MHzまでの30kHz間隔の450波又は1925.75MHzから1939.25MHzまでの50kHz間隔の271波

(B) 隣接する二の搬送波を送信するもの

816.375MHzから828.615MHzまでの30kHz間隔の409波又は1926.375MHzから1938.625MHzまでの50kHz間隔の246波

(C) 隣接する三の搬送波を送信するもの

816.99MHzから828MHzまでの30kHz間隔の368波又は1927MHzから1938MHzまでの50kHz間隔の221波

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。  
なお、その他の干渉等の理由により、使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除いたものであること。

(7) 周波数変換型陸上移動中継局（PDC方式のものに限る。）の通話用周波数は810.05MHzから817.975MHzまでの25kHz間隔の318

波又は940.05MHzから947.975MHzまでの25kHz間隔の318波のうち最大10波とする。

(イ) PDC方式、CDMA方式、TD—CDMA方式及びTD—SCDMA方式については、基地局及び陸上移動中継局のうち同一周波数の電波を使用する他の電気通信事業者の業務区域（予定地域を含む。以下同じ。）に隣接する地域に設置する基地局及び陸上移動中継局に指定するチャンネル数（PDC方式にあつては、所要チャンネル数に見合うチャンネル数とする。）は、おおむね次により求められたものを標準とする。

#### A 通話用

陸上移動局1局当たりの最繁時の呼量を0.015アールンとし、最繁時において当該無線局の無線ゾーン内に存在すると推定される陸上移動局数を乗じたものを別表(16)—1から求めるものとする。ただし、無線ゾーン外から流入する陸上移動局の動態等を勘案の上、算出したチャンネル数が4チャンネル以下である場合には最大5チャンネルまでとすることができるものとする。

#### B 制御用

最繁時において接続制御上での呼損率が1%以下となる最小のチャンネル数とする。なお、発信制御用チャンネルの増設については、発信制御用チャンネルの使用率のピーク値を考慮することができるものとする。

(ウ)・(エ) (略)

### コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局 1波当たりの空中線電力（625k—MC方式のもの（隣接する1を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS—CDMA方式、LTE方式、LTE—TDD方式又はUMB方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。

(ア)・(イ) (略)

### コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

#### (ア) 基地局

1波当たりの空中線電力（625k—MC方式のもの（隣接する1を超え16以下の搬送波により構成されるものに限る。）にあつては、当該搬送波の空中線電力の総和の値とする。）を指定する。ただし、送信ダイバーシチ、空間分割多重方式又は空間多重方式を用いる無線設備（DS—CDMA方式、LTE方式、LTE—TDD方式又はUMB方式の無線局の無線設備であつて、送信ダイバーシチ又は空間多重方式を用いるものを除く。）であつて、複数の増幅部を有し、これらが一体となって機能する場合は、次のとおり指定する。



A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値とする。）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであつて隣接する2又は3の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局への送信を中継する場合において、隣接する2の搬送波を送信するものにあつては2波当たりの定格出力を、隣接する3の搬送波を送信するものにあつては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）  
送信に際して使用できる最大の値とする。

## サ 回線品質

A 全ての増幅部が常に動作するものにあつては、各々の増幅部の定格出力の総和の値（各々の増幅部の出力の総和を一定以下に制御する機能を有する場合には、当該機能により使用することができる空中線電力の最大の値とする。）を指定する。

B 実装されている増幅部のうち、一部の増幅部が動作するものにあつては、当該増幅部の定格出力の総和の値とする。なお、動作する増幅部の組合せが複数ある場合は、当該組合せによる定格出力のうち、最大の値を指定する。

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであつて隣接する二又は三の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）から基地局への送信を中継する場合において、隣接する二の搬送波を送信するものにあつては2波当たりの定格出力を、隣接する三の搬送波を送信するものにあつては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

(ウ) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。） 送信に際して使用できる最大の値とする。なお、電力増幅器を接続して使用できる陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）については、電力増幅器を接続した状態又は接続しない状態のいずれか一方の状態における空中線電力を指定するものとする。

## サ 回線品質

(7) PDC方式のもの

A 所要電界強度

基地局及び陸上移動中継局からの電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の場所率90%以上において30 dB $\mu$ V/m以上であること。ただし、陸上移動局においてダイバーシチ受信を行う場合にあつては4 dB所要電界強度の値を低減することができる。

B 所要同一チャネル干渉保護比

基地局及び陸上移動中継局からの通話用チャネルの電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の90%以上において、他の基地局

(7) DS—CDMA方式のもの  
(略)

(イ) MC—CDMA方式のもの  
(略)

(ウ) (7)及び(イ)以外のもの

基地局及び陸上移動中継局からのパケットエラーレートは、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ・ス (略)

別表(16)—1 (略)

別表(16)—2 (略)

(17) PHSの基地局等

ア 本項(17)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(7)～(オ) (略)

(カ) 「制御チャンネル」とは、平成24年総務省告示第 号(デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途等並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定め

及び陸上移動中継局から同時に発射される同一周波数の電波の電界強度に対して17dB以上高いものであること。ただし、陸上移動局においてダイバーシチ受信を行う場合にあつては4dB所要同一チャンネル干渉保護比の値を低減することができる。

C 所要隣接チャンネル干渉保護比

基地局及び陸上移動中継局からの通話用チャンネルの電波の電界強度は、当該無線ゾーン内の90%以上において、他の基地局又は陸上移動中継局から発射される隣接チャンネルの周波数の電波の電界強度に対して1dB以上高いものであること。

(イ) CDMA方式のもの

基地局及び陸上移動中継局からの通話チャンネルのフレームエラーレートは、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

(ウ) DS—CDMA方式のもの  
(略)

(エ) MC—CDMA方式のもの  
(略)

(オ) CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD—CDMA方式、TD—SCDMA方式、XGP方式、625k—MC方式、LTE方式、LTE—TDD方式、UMB方式、モバイルWiMAX方式又はUMB—TDD方式のもの

基地局及び陸上移動中継局からのパケットエラーレートは、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ・ス (略)

別表(16)—1 (略)

別表(16)—2 (略)

(17) PHSの基地局等

ア 本項(17)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(7)～(オ) (略)

(カ) 「制御チャンネル」とは、平成14年総務省告示第129号(デジタルコードレス電話の無線局及びPHSの陸上移動局が使用する電波の型式及び用途、1906.25MHz以上、1908.05MHz以下又は1915.85MHz以上1919.25MHz以下であつて総務大臣が別に告示す

る件) 第3項に規定する制御チャネルをいう。

(キ) 「通話チャネル」とは、平成24年総務省告示第 号第3項に規定する通話チャネルをいう。

イ～カ (略)

キ 周波数等の指定

基地局、中継用無線局及び性能試験用陸上移動局の周波数等の指定については、別表1による。

(18)～(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局  
(略)

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 「MC—CDMA方式」

る周波数並びにPHSの陸上移動局が使用する電波のうち使用できない電波として除外された周波数を定める件。以下(キ)、(ク)において同じ。)の制御チャネルをいう。

(キ) 「予備制御チャネル」とは、告示で規定する予備制御チャネルをいう。

(ク) 「通話チャネル」とは、告示で規定する通話チャネルをいう。

イ～カ (略)

キ 周波数等の指定

基地局、中継用無線局及び性能試験用陸上移動局の周波数等の指定については、別表1による。ただし、制御チャネルについては、平成21年5月31日以前に制御チャネルとして使用可能なチャネル(制御チャネル3波のうち1波及び予備制御チャネル1波)及び平成21年6月1日以降に新たに使用可能となる制御チャネル(このうちの1波)の双方又は一方とする。

(18)～(21) (略)

2～4 (略)

第3 (略)

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う特定無線局  
(略)

ア 用語の意義

本項(1)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) (略)

(イ) 「PDC方式」とは、時分割多元接続方式をいう。

(ウ) 「フルレート方式」とは、PDC方式であって、通信路の多重数が3のものをいう。

(エ) 「ハーフレート方式」とは、PDC方式であって、通信路の多重数が6のものをいう。

(オ) (略)

(カ) 「MC—CDMA方式」

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が1の搬送波当たり1.2288Mcpsのものをいう。

(エ)～(ス) (略)

(セ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。以下このAにおいて同じ。）

特定無線設備の種別ごとの免許の有効期間中における業務区域内の通話チャネル数又は通信チャネル数の合計として次に掲げる値を陸上移動局1局当たりの最繁時呼量0.020アールンで除した値とする。

(A) DS—CDMA方式又はMC—CDMA方式

免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなる全ての基地局（包括免許に係る特定無線局を除く。以下この(セ)において同じ。）が有する通話チャネル数又は通信チャネル数を音声通信用チャネル（16k b p s）数に換算した通話チャネル数の総和

(B) CDMA高速データ携帯無線通信方式、TD—CDMA方式又はTD—SCDMA方式

免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなる全ての基地局が有する通話チャネル数又は通信チャネル数の総和

(C) XGP方式、625k—MC方式、LTE—TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB—TDD方式

免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなる全ての基地局が有する通信チャネル数を32k b p sに換算した通信チャネル数の総和

(D) LTE方式又はUMB方式

免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなる全ての基地局が有する通信チャネル数を64k b p sに換算した通信チャネル数の総和

設備規則第49条の6の4第1項第1号イに規定する通信方式であって、拡散符号速度が1の搬送波当たり1.2288Mcps又は3.6864Mcpsのものをいう。

(キ)～(ク) (略)

(ケ) 「収容可能無線局数」は、次に定める値とする。

A 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）

特定無線設備の種別ごとの免許の有効期間中における業務区域内の通話チャネル数の合計（免許を受けようとする電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャネル数の総和（PDC方式にあつては、業務区域内における同方式のフルレート方式及びハーフレート方式の稼働比率に基づき、当該電気通信事業者が算出したもの。）をいう。）を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時呼量0.015アールンにより除した値をいう。ただし、DS—CDMA方式又はMC—CDMA方式にあつては通話チャネル数の合計（当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるDS—CDMA方式又はMC—CDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャネル数又は通信チャネル数を音声通信用チャネル（16k b p s）数に換算した通話チャネル数の総和をいう。）の予測値を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時呼量0.020アールンで除した値、CDMA高速データ携帯無線通信方式にあつては通話チャネル数又は通信チャネル数の合計（当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるCDMA高速データ携帯無線通信方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通話チャネル数又は通信チャネル数の総和をいう。）の予測値を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時呼量0.020アールンで除した値、TD—CDMA方式又はTD—SCDMA方式にあつては通信チャネル数の合計（当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるTD—CDMA方式又はTD—SCDMA方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャネル数の総和をいう。）の予測値を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時

B 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）  
電気通信事業者がその包括免許の有効期間中に業務区域に  
自ら開設することとなる基地局であって、携帯無線通信を行う  
ものの数に50を乗じた値とする。

イ～ケ （略）

(2)～(8) （略）

(9) 26GHz帯（25.25GHzを超え27GHz以下）又は38GHz帯（38.5GHzを超え39.05GHz以下）の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局  
（略）

ア・イ （略）

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の19第1項及び第2項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第2号(12)に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) （略）

呼量0.020アーランで除した値、XGP方式、625k—MC方式、LTE—TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB—TDD方式にあっては通信チャネル数の合計（当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるXGP方式、625k—MC方式、LTE—TDD方式、モバイルWiMAX方式又はUMB—TDD方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャネル数を32k b p sに換算した通信チャネル数の総和をいう。）の予測値を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値、LTE方式又はUMB方式にあっては通信チャネル数の合計（当該電気通信事業者が業務区域内に開設することとなるLTE方式又はUMB方式のすべての基地局及び陸上移動中継局が有する通信チャネル数を64k b p sに換算した通信チャネル数の総和をいう。）の予測値を陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）1局当たりの最繁時呼量0.020アーランで除した値をいう。

B 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもの（PDC方式を除く。）に限る。）

電気通信事業者がその包括免許の有効期間中に業務区域に自ら開設することとなる基地局であって、携帯無線通信を行うもの（PDC方式を除く。）の数に50を乗じた値をいう。

イ～ケ （略）

(2)～(8) （略）

(9) 26GHz帯（25.25GHzを超え27GHz以下）又は38GHz帯（38.5GHzを超え39.05GHz以下）の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局  
（略）

ア・イ （略）

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の19第1項及び第2項の規定に適合する無線設備であって、施行規則第15条の3第2号(8)に掲げる規格のいずれかに該当するものであること。

(イ)・(ウ) （略）

(10) 5GHz帯無線アクセスシステムの特定無線局

(略)

ア・イ (略)

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の21第1項の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第2号(13)に掲げる規格であること。

(イ)・(ウ) (略)

(11)～(14) (略)

(15) 2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局

(略)

ア～カ (略)

キ 電波の型式の指定

X1A、X1B、X1C、X1D、X1E、X1F、X1X若しくはX7W又はこれらを組み合わせたものであること。

ク・ケ (略)

コ 工事設計

設備規則第49条の28又は第49条の29の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第2号(15)又は(16)に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみを使用するものであること。

(16) (略)

2 (略)

(10) 5GHz帯無線アクセスシステムの特定無線局

(略)

ア・イ (略)

ウ 工事設計

(ア) 無線設備の規格

設備規則第49条の21第1項の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3第2号(9)に掲げる規格であること。

(イ)・(ウ) (略)

(11)～(14) (略)

(15) 2545MHzから2575MHzまでの周波数の電波及び2595MHzから2625MHzまでの周波数の電波を使用する特定無線局

(略)

ア～カ (略)

キ 電波の型式の指定

次のいずれかであること。

(ア) 設備規則第49条の28又は第49条の29の規定に適合する無線設備を使用する場合

X1A、X1B、X1C、X1D、X1E、X1F、X1X若しくはX7W又はこれらを組み合わせたものであること。

(イ) 設備規則第49条の30の規定に適合する無線設備を使用する場合

G1A、G1B、G1C、G1D、G1E、G1F、G1X、G7W、D1A、D1B、D1C、D1D、D1E、D1F、D1X若しくはD7W又はこれらを組み合わせたものであること。

ク・ケ (略)

コ 工事設計

設備規則第49条の28、第49条の29又は第49条の30の規定に適合する無線設備であつて、施行規則第15条の3に掲げる無線設備の規格のいずれかに該当し、適合表示無線設備のみを使用するものであること。

(16) (略)

2 (略)

3 外国の無線局の運用許可関係

包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局の運用許可申請の審査は、次の要領により行う。

(1)・(2) (略)

(3) 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実

平成15年総務省告示第344号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）に該当している旨の記載があること。

(4) (略)

第5 (略)

3 外国の無線局の運用許可関係

包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局の運用許可申請の審査は、次の要領により行う。

(1)・(2) (略)

(3) 工事設計の内容が法第3章の技術基準に相当する技術基準に適合する事実

郵政省告示に該当している旨の記載があること。

(4) (略)

第5 (略)